

(第 14 号議案)

中野区組織条例の施行に伴う関係条例の整理について

【第 1 条】中野区職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 5 条 (略) 附 則 (略) 別表 (第 3 条関係) 1 保健所 2 <u>地域支えあい推進部</u> 3 健康福祉部	第 1 条～第 5 条 (略) 附 則 (略) 別表 (第 3 条関係) 1 保健所 2 <u>地域支えあい推進室</u> 3 健康福祉部

【第 2 条】中野区入札監視委員会条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 8 条 (略) (庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。 第 10 条 (略) 附 則 (略)	第 1 条～第 8 条 (略) (庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、 <u>経営室</u> において処理する。 第 10 条 (略) 附 則 (略)

【第 3 条】中野区産業振興審議会条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 7 条 (略) (庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>区民部</u> において処理する。 第 9 条 (略) 附 則 (略)	第 1 条～第 7 条 (略) (庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>都市政策推進室</u> において処理する。 第 9 条 (略) 附 則 (略)

【第 4 条】中野区財産価格審議会条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 9 条 (略) (庶務) 第 10 条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。 第 11 条 (略) 附 則 (略)	第 1 条～第 9 条 (略) (庶務) 第 10 条 審議会の庶務は、 <u>経営室</u> において処理する。 第 11 条 (略) 附 則 (略)

【第5条】中野区行政不服審査法施行条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第8条 (略) (庶務)	第1条～第8条 (略) (庶務)
第9条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	第9条 審査会の庶務は、 <u>経営室</u> において処理する。
第10条～第13条 (略)	第10条～第13条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

【第6条】中野区名誉区民条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第13条 (略) (庶務)	第1条～第13条 (略) (庶務)
第14条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	第14条 委員会の庶務は、 <u>経営室</u> において処理する。
第15条 (略)	第15条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

【第7条】中野区情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第15条 (略) (庶務)	第1条～第15条 (略) (庶務)
第16条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	第16条 審査会の庶務は、 <u>経営室</u> において処理する。
第17条 (略)	第17条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

【第8条】中野区基本構想審議会条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第9条 (略) (庶務)	第1条～第9条 (略) (庶務)
第10条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。	第10条 審議会の庶務は、 <u>政策室</u> において処理する。
第11条 (略)	第11条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。